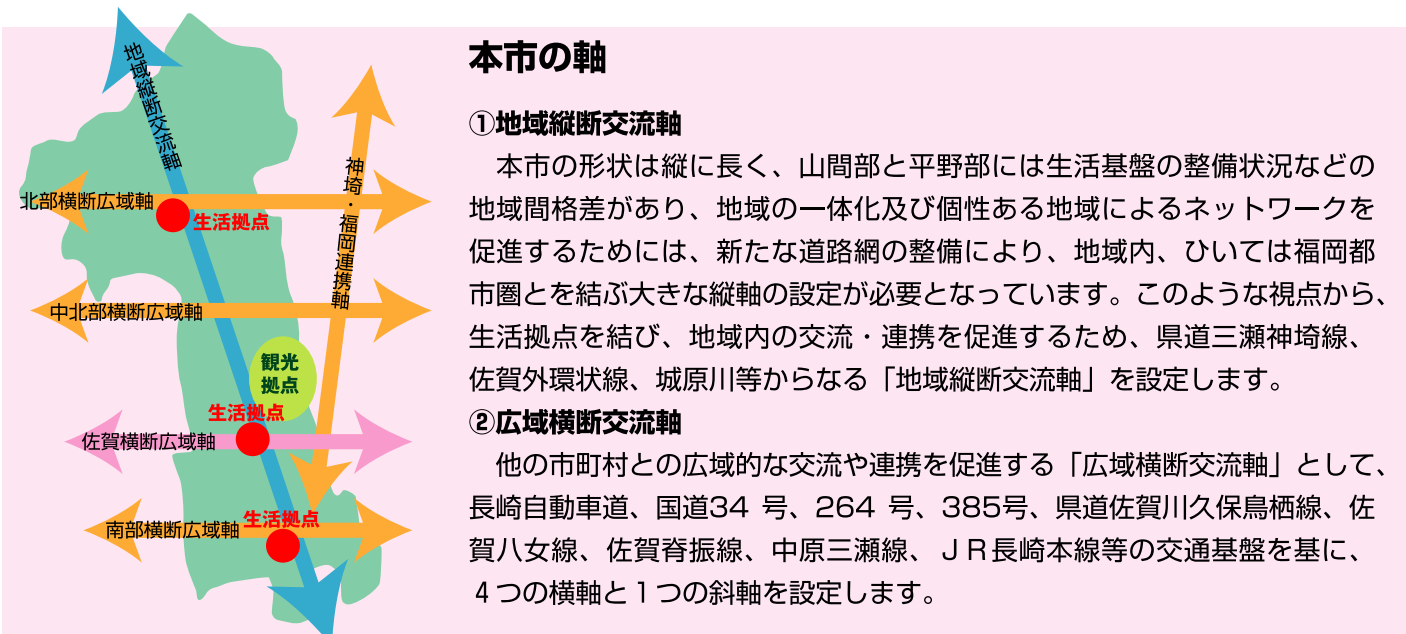
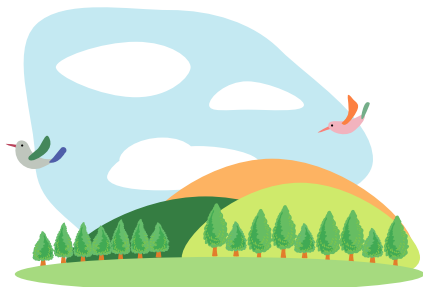


土地利用の将来イメージ

【土地利用の基本方針】

- ・地域住民の日常生活を支える地域生活拠点の形成
- ・豊かな緑につつまれた良好な居住環境を確保した住宅地の形成
- ・集落の活力増進を図る農地と田園景観の保全
- ・脊振山系の森林をはじめとする良好な自然環境の保全と活用
- ・高速道路へのアクセス利便性や立地条件を活かした産業の形成
- ・商業地の活性化
- ・吉野ヶ里歴史公園の観光集客力を活かした地域の活性化



【地域別整備の方針】

① 森のめぐみゾーン

次世代に残すべき大切な森林と自然環境を保存し、地域内外に暮らす人々のいやし空間となるような地域として整備を進めます。

② 自然体験ゾーン

環境の保全とともに、人々の交流の場としてにぎわいの創出、ひいては地域の振興・活性化に取り組みます。

③ 潤いと活力創出ゾーン

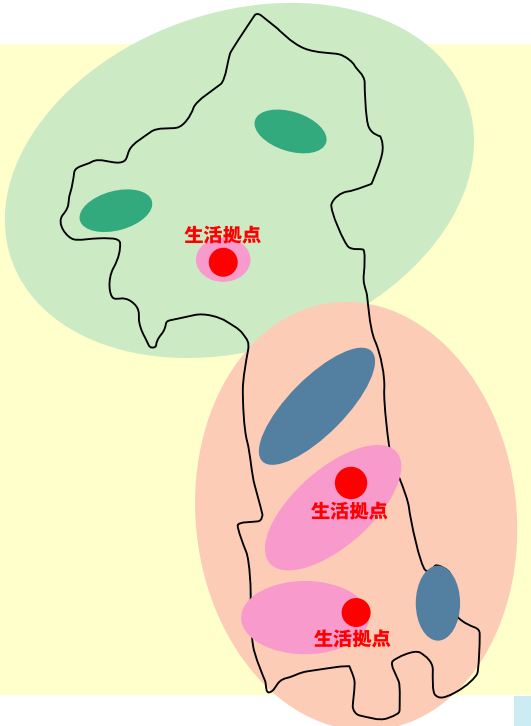
地域の安定した就労の場の確保による生活の安定と、田園環境と調和した快適で魅力ある居住環境の整備を進めます。

④ 工業立地ゾーン

自然環境等に配慮しながら市の活性化と雇用の拡大を図ります。

⑤ 市街地形成ゾーン

土地の高度利用を進めるとともに、街並みや公園・緑地の保全、整備を図り、良好な住環境づくりを進めます。



神崎市総合計画概要版 平成20年3月

神崎市企画部政策企画課

〒842-8601 佐賀県神崎市神埼町神埼410番地

TEL：0952-52-1111（代表）

FAX：0952-52-1120

URL：http://www.city.kanzaki.saga.jp

神崎市 総合計画

神崎市総合計画について

計画策定の意義

佐賀県神崎市は、平成18年3月20日に神埼町・千代田町・脊振村の3町村の合併により誕生しました。

合併に際しては、神埼・千代田・脊振3町村合併協議会において『新市まちづくり計画』が策定され、合併後の概ね10年間のまちづくりの方向が示されました。

『神崎市総合計画』は、この『新市まちづくり計画』を基本とし、これをより実効性のある計画とするため、最新の地域状況や市民のニーズ、さらには神崎市を取り巻く社会経済情勢等を踏まえる中で、本市がめざすべき都市像（都市ビジョン）とその実現に向けた考え方・方策をより明確化・具体化するとともに、神崎市の計画的・総合的かつ持続的な行政運営を推進していくための指針として、策定するものです。

総合計画の構成

基本構想

市政運営を総合的かつ計画的に行う指針となるもので、まちづくりの基本理念、将来都市像及びそれを達成するために必要な施策の大綱を明らかにするものです。
合併協議会において策定された『新市まちづくり計画』では、合併後概ね10年間の長期的視点に立った神崎市のまちづくりの方向性が示されています。そこに掲げられた将来像や基本理念を基本としつつ、神崎市のめざすべき将来都市像とそれを実現するための基本的な施策の大綱を示すものです。

基本計画

「基本構想」に掲げる将来像を実現するため、今後10年間で取り組むべき主な施策等について、その展開の考え方を示すものです。
『新市まちづくり計画』に示された主要施策等を踏まえつつ、「基本構想」に掲げる将来像の実現に向け、実効性のある計画とするため、可能な限り具体的な目標・指標を設定するものとします。
基本計画は、長期的視点に立った「基本構想」の実現を中期的視点から具体化するため、平成20年度から平成24年度までの5年間を計画期間とする「前期基本計画」及び平成25年度から平成29年度を計画期間とする「後期基本計画」によるものとします。

実施計画

「基本計画」に示された主要事業の具体的な実施内容を明らかにするもので、神崎市における毎年度の予算編成・組織機構・人事計画などの経営方針となるものです。
「基本計画」に掲げられた事業の実効性を担保するため、財政計画との整合を図り、可能な限り具体的な事業内容・財源・時期などを示すものとします。計画期間は3年間とし、毎年度の事業の評価・検証を行いながら見直しするローリング方式により事業の進行管理を行うこととします。

平成（年度）									
20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
10年間									
前期基本計画【5年間】					後期基本計画【5年間】				
【3年間】			【3年間】			【3年間】			【3年間】
【3年間】		【3年間】		【3年間】		【3年間】		【3年間】	
【3年間】		【3年間】		【3年間】		【3年間】		【3年間】	

施策展開のアウトライン

まちづくりの 基本理念

く悠久の土地で、市民が健やかに
安心して暮らし続ける

く多様な産業基盤を築き、
豊かな夢資源を活かす

く次代を担う人材と地域文化を育て、
市民がまちづくりの主役となる

将来都市 ビジョン

自然と歴史と人が輝く未来都市

く潤いと活力を次世代へ継ぐ、夢創造都市をめざして

まちづくりの 基本方針

健康・医療・福祉
健やかに安心して
暮らせるまちづくり

産業振興・観光振興
力強く活気ある
まちづくり

自然環境・都市基盤・定住促進
環境にやさしく
住みやすいまちづくり

教育・文化・交流
創造性豊かで
輝く人の育つまちづくり

行財政改革・市民参画
みんなで協働して
進めるまちづくり

基本施策

- 高齢者・障がい者等福祉の充実
- 子育て支援・児童福祉の充実
- 保健・医療体制の充実
- 地域福祉の推進
- 食育の推進

- 地場産業、新産業の育成
- 販わいある商工業の創出
- 活気ある農林水産業の振興
- 魅力ある観光の振興

- 環境共生型社会の構築
- 豊かな自然環境の保全と活用
- まちなみと住環境の整備
- 道路・交通網の整備・充実
- 上・下水道の整備
- 消防・防災・交通安全体制等の充実
- 高度情報通信基盤の整備
- 定住を促進する環境の整備
- 消費生活環境の充実

- 幼児教育・学校教育の充実
- 生涯学習・スポーツ活動の充実・振興
- 歴史、文化の保存・継承
- 地域交流、国際交流の推進

- 行財政運営の効率化の推進
- 男女共同参画社会の推進
- 協働と市民活動の推進

基本計画の内容

健やかに安心して暮らせるまちづくり 〈保健・医療・福祉〉

高齢者・障がい者等福祉の充実

- 高齢者の介護予防
- 高齢者及び障がい者の在宅福祉事業
- 地域包括支援センターの充実
- 障がい者の社会参加促進 など



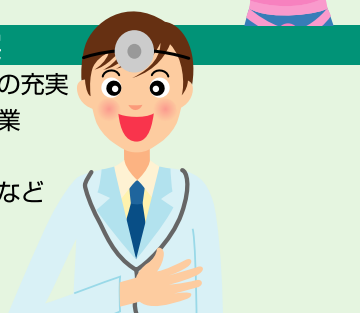
子育て支援・児童福祉の充実

- 乳幼児医療費等助成事業
- 子育て支援事業
- 保育施設整備事業
- 放課後子どもプラン事業
- 子どもを守る地域ネットワークの推進 など



保健・医療体制の充実

- 母子保健、高齢者医療の充実
- 各種健診、予防接種事業
- 救急医療対策事業
- 保健医療体制の充実 など



地域福祉の推進

- 地域ボランティア活動の支援
- 低所得者対策（生活保護等）事業 など

食育の推進

- 食育推進運動の展開
- 安全・安心な給食の提供と食育の充実
- 西九州大学との連携・協力
- 地産地消の推進 など



力強く活気あるまちづくり 〈産業振興・観光振興〉

地場産業、新産業の育成

- 地場産業の振興、後継者の育成
- 地域ブランド（神埼めん）育成支援
- 企業誘致の推進
- 吉野ヶ里ニューテクノパーク用地の利活用の推進 など

販わいある商工業の創出

- 特産品開発
- 中小企業の育成
- 商工会との連携強化 など



活気ある農林水産業の振興

- 農業後継者（担い手）の育成支援
- 環境保全型農業の推進
- 水田・園芸農業確立対策事業
- 林業の多面的機能の保全と担い手の育成
- 水産物供給基盤整備事業 など



魅力ある観光の振興

- 滞在型観光への展開
- 観光情報の発信とPR
- 吉野ヶ里歴史公園整備事業（国・県事業） など



環境にやさしく住みやすいまちづくり 〈自然環境・都市基盤・定住促進〉

環境共生型社会の構築

- 環境教育・啓発の推進
- ごみの減量化・再資源化の推進
- 新エネルギー導入促進事業（太陽光発電、風力発電、クリーンエネルギー自動車）
- バイオマス事業の推進 など



豊かな自然環境の保全と活用

- 国土利用計画の策定及び推進
- 森林環境整備事業
- 環境美化活動の推進
- 田園景観の保全 など

まちなみと住環境の整備

- 都市計画マスタープランの策定及び推進
- まちなみ整備事業
- 葬祭公園整備事業 など



道路・交通網の整備・充実

- 市道整備事業
- 縦横断幹線道路の整備事業
- 県道三瀬神埼線の平ヶ里路切周辺区間の高架化の推進
- 神埼駅への特急・快速電車の停車 など



上・下水道の整備

- 上水道施設、簡易水道、小規模水道等整備事業
- 公共下水道事業
- 浄化槽市町村整備推進事業
- 浄化槽設置整備事業 など

消防・防災・交通安全体制等の充実

- 消防・防災体制の整備・充実
- 森林の適正管理と保安林整備
- 防犯活動の推進と防犯施設整備促進
- 交通安全施設促進と広報啓発活動の強化
- 筑後川水系河川整備計画に伴う事業の推進（国事業）など



高度情報通信基盤の整備

- 地域情報化推進事業
- 電子自治体の推進事業
- 地域インターネット導入促進基盤整備事業
- 移動通信用鉄塔施設整備事業
- 辺地共聴施設整備事業 など



定住を促進する環境の整備

- 定住促進事業
- 公営住宅の整備
- 転入促進のための奨励制度の創設 など



消費生活環境の充実

- 消費者意識の啓発
- 消費者保護の推進 など

創造性豊かで輝く人の育つまちづくり 〈教育・文化・交流〉

幼児教育・学校教育の充実

- 小・中学校施設・設備等整備事業
- 学力向上対策事業
- 問題を抱える子ども等の自立支援事業
- 学校給食の充実 など



生涯学習・スポーツ活動の充実・振興

- 各種教室・講座の充実
- 公民館活動の充実
- 図書館の整備促進
- 文化・スポーツサークル等各種団体の育成、活動支援など



歴史、文化の保存・継承

- 文化財保存整備活用事業
- 伝統芸能の保存・継承への支援
- 歴史・文化資源等のPRと観光施策への活用 など

地域交流、国際交流の推進

- 市民交流事業の開催
- 国際化に向けた市民意識の啓発 など



みんなで協働して進めるまちづくり 〈行財政改革・市民参画〉

行財政運営の効率化の推進

- 行財政改革の推進
- 組織機構の見直し
- 政策評価、事務事業評価システムの導入
- 広域行政の推進 など

男女共同参画社会の推進

- 男女共同参画計画の策定及び推進
- 男女共同参画に関する啓発・広報活動の推進
- 各種審議会・委員会等への女性登用の推進 など



協働と市民活動の推進

- 各種市民団体の育成及び活動支援
- 情報公開の推進
- 市民参画システム（パブリックコメント等）の導入など

